

第5章 プランの推進体制

第5章 プランの推進体制

1. プランの推進体制

男女共同参画社会の実現に向け、計画を推進していくには、取り巻く状況や社会情勢をふまえて、あらゆる分野での視点を取り入れ、計画的に施策を展開していくことが必要です。すべての職員をはじめ、関係各所で男女共同参画の形成に向け意識を持ち推進していくことが重要です。

また、町が行う計画だけでなく、企業や町民をはじめとした関係機関に男女共同参画社会形成の重要性を理解していただき、それぞれの意見や視点を取り入れて施策に反映させることは、より計画を推進、充実する上で大きく期待されます。

本計画の推進においては、町民の意見を取り入れ、庁内各課との連携を図りながら、調整し進めていきます。

2. 連携した推進体制

男女共同参画社会の実現に向け、関係各課との連携や調整を行いながら計画的に推進できるよう、庁内に男女共同参画ワーキング委員会を設置し、担当する職員を中心に進めていきます。

また町民の意見を取り入れて計画の策定や推進をするために、町内各団体の推薦者や有識者等から成る、「境町男女共同参画推進委員会」において、計画の策定や施策、推進に関して協議を行います。



3. 目標値の設定

基本 目標	項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1	社会における男女の地位が平等と思う人の割合 (参照 P.32)	16.9%	40%
	セクハラを受けた経験がある人の割合 (参照 P.38)	5.5%	根絶を目指す
	DVを受けた経験がある人の割合 (参照 P.39)	6.8%	根絶を目指す
2	審議会等における女性の登用率 (参照 P.43)	16.8%	30%
	町職員女性管理職の登用率 (参照 P.71)	23.6%	30%
	行政区の役職等の女性の登用率	0%	20%
3	女性は子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい (参照 P.52)	28.5%	60%
	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先している人の割合 (参照 P.54)	15.8%	30%
4	男性も家事・育児に積極的に参加すべきである (参照 P.61)	57.2%	60%
	乳がん検診の受診者の受診率 (平成31年度)	19.8%	30%
	子宮がん検診の受診者の受診率 (平成31年度)	13.6%	30%
5	育児・介護休業法の認識度の割合 (参照 P.73)	19.6%	30%
	男女共同参画社会基本法を認識している人の割合 (参照 P.73)	8.2%	40%

